



山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外(26)

目 次

議 会 関 係

訓 令

山形県議会事務局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令..... 1

告 示

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程..... 2

監査委員関係

訓 令

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令..... 3

議 会 関 係

訓 令

山形県議会訓令第2号

議 会 事 務 局

山形県議会事務局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県議会議長 今 井 榮 喜

山形県議会事務局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

山形県議会事務局職員被服貸与規程(昭和48年1月県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の2項を加える。

2 事務局長は、特に必要と認めるときは、前項の規定により作業服を貸与される職員に対して、当該作業服のほか、夏用の作業服を貸与することができる。

3 前項の規定により貸与する被服の数量及び貸与期間は、第1項の規定により貸与する作業服の数量及び貸与期間に準じて事務局長が定める。

第3条の見出しを「(貸与数量等の特例)」に改め、同条第1項中「別表第1に定める貸与期間を延長し、又は短縮する」を「前条の規定により貸与する被服の数量を増減し、又はその貸与期間を伸縮する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 事務局長は、業務の状況により貸与の必要がないと認めるときは、別表に定める被服の種類のうち全部又は一部の被服を貸与しないことができる。

第4条第1項中「被貸与者は、貸与品」を「被服の貸与を受けた職員(以下「被貸与者」という。))は、貸与された被服(以下「貸与品」という。))に改める。

第8条の見出しを「(貸与品の返納等)」に改め、同条中「休職し、又は」を「休職し、若しくは」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、事務局長が特別の理由により貸与品を返納することが適当でないときと認めた場合は、この限りでない。

別表第1号中 「

タイピスト	作業衣 (夏・冬)	各1	2
-------	--------------	----	---

」を削り、同表を別表とする。

様式第1号中

担当者印	貸与品名	貸与期間

を

貸与品名

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の山形県議会事務局職員被服貸与規程の規定によりされている被服の貸与(以下「旧貸与」という。)で、改正後の山形県議会事務局職員被服貸与規程に相当規定があるものは、当該相当規定によりされた貸与とみなす。

3 旧貸与で前項の規定の適用を受けないものに係る被服は、この訓令の施行後遅滞無く返納しなければならない。ただし、返納することが適当でないと事務局長が認めた被服については、なお従前の例による。

4 改正前の別記様式第1号の規定により作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

告 示

山形県議会告示第2号

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県議会議長 今 井 榮 喜

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程

山形県議会事務局規程(昭和45年10月県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、タイピスト」を削り、同条第3項の表中

タイピスト	タイプライターによる浄書事務に従事する。	を削る。
-------	----------------------	------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

監査委員関係

訓 令

山形県監査委員訓令第2号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県代表監査委員 加藤 淳 二

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局規程(昭和50年4月県監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号を次のように改める。

(5) 業務名を冠する主査

第5条第6項及び第8条第2項中「監査主査」を「業務名を冠する主査」に改める。

別表事務局長専決事項の欄第1項中「給料月額」を「号給等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成18年4月1日印刷
平成18年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056